

## 《県基準》

### 私立小学校の設置及び収容定員変更の認可等に関する審査基準

#### (趣旨)

第1条 私立小学校（以下「小学校」という。）の設置認可及び収容定員変更の認可等については、法令の定めるもののほか、この審査基準の定めるところによるものとする。

#### (名称)

第2条 小学校の名称は、小学校の目的にふさわしいものであり、かつ、県内の他の小学校と同一又は紛らわしくないものとする。

#### (設置者)

第3条 小学校の設置者は、学校法人とする。

#### (位置)

第4条 小学校の位置は、児童の安全の確保を図るほか、教育上適切な環境であり、かつ、通学の利便に配慮されたものでなければならない。

#### (開設の時期)

第5条 小学校の開設は、4月1日とする。

#### (小学校の規模)

第6条 小学校の規模は、原則として1学年2学級以上とする。ただし、他の学校を併設する場合又は地域の実情等によってはこの限りでない。

#### (1学級の生徒数)

第7条 同時に授業を受ける1学級の児童数は、40人以下とする。ただし、特別の事由があるときはこの数を超えることができる。

#### (校長)

第8条 校長は、常勤とする。ただし、同一法人の他の学校と併任する場合であって、各学校の教育上支障のないときはこの限りでない。

#### (教職員)

第9条 小学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならない。

2 教頭及び教諭の数は、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）の例による。

3 教諭のうち、学級数に相当する数以上の教諭は専任の者でなければならない。

第10条 教諭は、特別の事情があるときは、その4分の1以内の範囲で、助教諭又は講師をもって充てることができる。

## 《県基準》

### (施設基準)

第11条 校舎等の施設は、堅ろうで、学習上、保護衛生及び管理上適切なものであり、かつ、学校として一体性が確保されているものでなければならない。

第12条 校地、校舎、運動場の面積は、公立小学校の国庫補助の対象の例による。

第13条 校舎には、次に掲げる施設を備え、かつ、それらの施設は常に改善されなければならない。ただし、(2)に掲げる施設を除き、やむを得ない事由がある場合で教育上支障のないときは、1の施設をもって2以上に兼用することができる。

- (1) 校長室、会議室、教員室及び事務室
- (2) 学級数に相当する普通教室
- (3) 理科教室、音楽教室、図画工作教室、家庭教室、視聴覚教室
- (4) 図書室及び特別活動室
- (5) 保健室、休養室、更衣室、便所及び洗面所

### (設備基準)

第14条 小学校には、学習用、体育用及び保健衛生用の図書、機械、器具、標本、模型その他校具を備えなければならない。

2 前項の校具は、学習上及び保健衛生上、有効適切なものであり、かつ、常に改善し、補充されなければならない。

第15条 第13条の普通教室及び特別教室には、同時に授業を受ける1学級の生徒が学習するに必要な相当の校具その他設備を備えなければならない。

第16条 小学校には、学校の規模に従い、保健衛生上必要な給水設備を備え、その水質は、衛生上無害であることが証明されたものでなければならない。

第17条 小学校には、学校の規模に応じて、消火及び防火に必要な設備を備えなければならない。

### (施設及び設備の共用)

第18条 施設及び設備の他の学校との共用は、原則として認めない。ただし、教育条件の低下を来すものでない場合であって、次の各号全てに該当する場合は、学級数に相当する普通教室を除き、必要最小限の範囲で認めるものとする。

- (1) 同一法人が設置する学校であること。
- (2) 同一敷地内又は隣接地にあること。
- (3) 共用しようとする小学校及び他の学校それぞれにおいて、各学習指導要領等に基づく教育課程の実施上支障がないこと。

2 小学校の施設(校地を含む。)及び設備は、負担付き又は借用のものであってはなら

## 《県基準》

ない。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障のないことが認められる場合においては、この限りでない。

3 校地には、教育目的以外のために使用される施設及び設備を設けてはならない。

### (教育課程)

第19条 小学校の教育課程は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）及び小学校学習指導要領（平成10年文部省告示第175号）の基準による。

### (収容定員増等の認可)

第20条 小学校の収容定員増加に係る学則の変更認可については、学校法人（高等学校、中学校、小学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校）の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準第12条の規定を準用する。この場合において、同審査基準第12条の各号中既設校とあるのは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校を含むものとする。

### (設置認可等の提出期限)

第21条 小学校を設置しようとする者及び収容定員増をしようとする者は、小学校開設計画書を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出は、前項の計画書の了承に基づき、計画の達成が確実となった時期に、関係書類を添えて、速やかに行うものとする。

### 附 則

この基準は、平成14年7月1日から施行する。